

## 宗教団体であることを証する書類

※規約の制定を確認できない場合又は規約の内容に不備がある場合には、活動実績の確認を行うことができません。

※規約の制定の段階から県に御相談をいただいております、会計書類等についても会計年度毎に確認をさせていただきます。

### ① 宗教団体の概要書

- ・ 宗教団体名、団体の所在地、電話番号  
※包括団体を有する場合は、包括団体名
- ・ 代表者名、代表者の住所、電話番号
- ・ 意思決定機関とその構成員（役員）
- ・ 主神、本尊
- ・ 教義の概要（明確に）
- ・ 由緒、沿革（創始年月日、創始場所、創始者、主な変遷）

### ② 宗教活動に関する書類

- ・ 過去3年間の宗教行事の実績一覧表
- ・ 宗教行事中の写真
- ・ 刊行物、儀式行事の連絡文書等
- ・ 活動地域
- ・ 信者、宗教教師の一覧表

### ③ 宗教団体としての実体に関する書類

- ・ 当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約  
(目的、名称、事務所所在地、代表者に関する事項、議事に関する事項、議決機関に関する事項、予算・決算等の財務に関する事項、財産の管理・処分に関する事項等の記載のあるもの)
- ・ 規約制定時の会議録の写し
- ・ 過去3年間の会議録の写し
- ・ 過去3年間の収支予算書、収支計算書、財産目録
- ・ 過去3年間の団体名義の預金通帳の写し
- ・ 過去3年間の現金出納簿の写し
- ・ 借入れがある場合は、返済計画書（金融機関発行のもの）
- ・ 境内地明細書（土地の登記簿謄本、公図の写し、測量図又は境界杭の写真）
- ・ 境内建物明細書（建物の登記簿謄本、建物平面図、建物配置図、外観写真（2方向以上）、建物内部写真（風呂、便所を除き各部屋1枚以上））
- ・ 寄附証書又は使用貸借契約書等の写し

《宗教団体であることの確認》

「宗教団体であることを証する書類」により、以下の点を確認する。

・宗教性の確認

教義の存在、それを信奉する信者の存在、礼拝施設の存在を確認する。

・団体性の確認

規約、意思決定機関の議事録、収支計算書、財産目録等により過去3年間の宗教団体としての活動実績を確認する。

過去3年間の活動実績を  
確認可

過去3年間の活動実績の  
確認不可

1、2年分しか確認できない場合は残りの期間を、規約が制定されていないなど宗教団体としての活動を  
確認できない場合は、規約の制定など団体としての活動を  
確認しうる状態となった時点から3年間程度の活動実績を確認する。

「宗教団体であることの確認」完了

設立に係る規則認証手続きへ（次ページ）